

障がい者差別解消に係る取組状況について

不当な差別的取扱いの事例の具体化

【医療サービス分野】

事例 1

(1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 視覚障がい】

予防接種法上の予防接種を受けるため医療機関に行きました。書類への署名の際に、同行のヘルパーによる代筆でよいがを聞いたところ、本人の直筆でないと、と言われました。（そのため、なんとか直筆で署名し、予防接種を受けた。）

(2) 経過および結果

予防接種法上の予防接種に関する事案であるため、市町の障がい福祉担当部署と予防接種担当部署が連携して対応していくこととしました。

本人の直筆のみでなく、必要な場合には、代筆も認められるものであり、代筆の申し出があった場合には、丁寧に状況確認が行われるべきものであることから、当該医療機関だけでなく、市町内の全医療機関を予防接種担当部署が直接回って、代筆の申し出があった場合には、状況を丁寧に確認したうえで、本人の直筆のみでなく、必要な場合には代筆も認められることについて、周知徹底を図りました。

【住宅・不動産分野】

事例1

(1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 精神障がい】

自分の子供が、賃貸住宅を借りようとして不動産屋において相談したところ、「精神障がいのある方は、保証会社の審査が通りません。」と言われ、借りることができませんでした。

このようなことがあったということを、業界団体などに伝えて是正してもらうことはできないか、という、親からのご相談でした。

(2) 経過および結果

住宅の賃貸借契約に関して規定する宅地建物取引業法（以下「宅建業法」という）を所管する部署に相談内容を伝達した上で、今後の対応について、相談窓口と所管部署とで協議を行いました。

宅地建物取引業者が、賃貸物件への入居を希望する障がい者に対して、障がいがあることのみを理由に、賃貸人や家賃債務保証会社への交渉等、必要な調整を行うことなく仲介を断ることは、障がいを理由とする不当な差別的取扱いにあたると考えられることから（「国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」より）、宅建業法を所管している部署と協議のうえ、相談窓口と宅建業法所管部署が共同で、業界団体に対して周知依頼文書を発出し、会員業者に対して、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止等の趣旨や「国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の内容について周知し、理解を得るよう依頼しました。

【交通機関分野】

事例 1

(1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 視覚障がい】

あるタクシー乗り場において、盲導犬ユーザーである相談者が盲導犬同伴でタクシーに乗車しようとしたところ、乗車を断られ、利用することができなかった、というご相談でした。

(2) 経過および結果

相談者の意向としては、乗車を断った車両を特定するということを求めるのではなく、むしろ、このような事案が今でもあることを関係者に認識してもらいたいということと、その上で、業界に対して、現場の最前線で勤務されている方々の間での盲導犬についての正確な理解を広げてもらいたい、ということがありました。

相談窓口としては、まず、業界の関係団体に対して今回の事案が発生したことを伝え、業界の方々に盲導犬を含む補助犬についての正確な理解が行き届くよう関係団体に依頼するべく、道路運送法を所管する国の関係部署と協議を行い、協力を求めました。

相談窓口と国の関係部署が共同して、今回の事案について業界団体に伝えるとともに、身体障害者補助犬法では、電車・バス・タクシー等の公共交通機関事業者等は、身体障がい者が補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を同伴して公共交通機関を利用しようとする場合には、補助犬の同伴を拒むことができない旨について説明を行い、業界団体からは、講習会などでの周知等、業界内の周知徹底に取り組んでいかれる旨の申し出がありました。業界団体あてに通知を発出し、盲導犬をはじめとした補助犬に対する正確な理解の周知を図るよう依頼を行いました。

【小売り・飲食・宿泊等サービス分野】

事例1

(1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 視覚障がい】

ある団体の宿泊旅行において、盲導犬を利用する視覚障がい者から参加の申込があったため、団体の事務局からホテル側に盲導犬同伴で宿泊できるか確認したところ、盲導犬の受け入れはできないので、盲導犬は車中泊させる等の対応が必要になると回答がありました。

そこで、団体の事務局から相談窓口に対して、ホテル側の適切な対応を求める旨のご相談がありました。

(2) 経過および結果

相談窓口からホテルに対して、盲導犬同伴での宿泊を断る事情を確認するとともに、盲導犬を含む補助犬に関しては、平成14年に身体障害者補助犬法が施行されており、その中で、不特定かつ多数の者が利用する施設においては補助犬の受け入れを拒むことができない旨の規定が設けられている等の説明を行いました。

ホテルからは、盲導犬同伴での宿泊を受け入れる旨の回答がなされました。そして、ホテルとして、宿泊当日までに何か準備すべきことがあれば教えてほしい、という申し出がなされました。

後日、相談窓口からホテルに対して、啓発資料（補助犬啓発シール、啓発パンフレット「ほじょ犬もっと知ってBOOK」）を提供し、理解の促進を図りました。

また、この事例を通じて、身体障害者補助犬法や、合理的な配慮に関する周知が、宿泊施設において不十分である状況が明らかになったことから、宿泊施設を所管する部署と協議し、多くの宿泊施設が加入している関係団体に対し、相談窓口と宿泊施設所管部署が共同で通知を発出し、会員となっている宿泊施設に対して、補助犬に対する正確な理解の周知を図るよう依頼しました。

【小売り・飲食・宿泊等サービス分野】

事例2

(1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 視覚障がい】

視覚障がいのある人がガイドボランティアとともに、ATMを利用するため、コンビニエンスストアに盲導犬を連れて入店しようとしたところ、入店を断られました（「食品等があるので衛生上お断りします」といわれたとのことでした）。

その場で、視覚障がい者本人から、補助犬の説明をしましたが、店側から入店を認めるという回答は得られませんでした。その後の予定もあるため、入店を諦め、近くの銀行のATMを利用しました。

(2) 経過および結果

ガイドボランティアから、所属するNPO法人に報告がなされ、同法人のスタッフが補助犬の資料を持って店長に説明を実施しました。店長は、コンビニエンスストア本社に確認をし、補助犬に対する理解不足での対応だったと認識されました。また、当該コンビニエンスストアでは、スタッフに対して、補助犬に対する正しい知識について周知が図られました。

合理的な配慮の事例の具体化

【交通機関分野】

事例 1

(1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 肢体不自由】

車椅子を利用している相談者は、目的の駅に向かうため、ある駅の構内で、鉄道会社の駅員から、目的の駅に向かうには、ホームに停車している普通電車を利用するようにいわれました。このとき、相談者の意向を聞かれることはありませんでした。

相談者は、少しでも早く目的の駅に行きたかったことから、この普通電車が最も早く目的の駅に着くか駅員に聞いたところ、別の快速の方が目的の駅には早く着くという答えでした。そこで、別の快速に乗りたい旨の要望をしました。

しかし、駅員と目的の駅との間での連絡がつかなかつたため、相談者は、別の快速に乗車できず、普通電車を利用せざるを得ませんでした。

なぜ普通電車を案内したのか駅員に尋ねたところ、「空いているから。」との答えでした。

相談者としては、相談者本人の意向を聞くことなく、駅員の判断で普通電車を案内されたのですが、普通電車の方が空いていて乗りやすいとしても、合理的な配慮は本人の求めに応じて提供されるべきものであり、相談者本人の意向を聞いて対応してもらいたい、というご相談でした。

(2) 経過および結果

相談を受けた窓口から、鉄道会社のお客様用窓口に、相談者からの申し出の内容を説明し、今後の対応について検討をしてもらうよう調整を行いました。

後日、駅の責任者から相談者に対して、次の内容について電話で説明があり、相談者はこの説明と今後の対応について納得されました。

(ア) 最初に別の快速があるということを伝えなかつたのは、普通電車の方が空いているため、車椅子での利用がしやすく、安全であると思ったからであつて、こちらの方が「良かれ」と考えたためである。

(イ) しかし、勝手に鉄道会社側で決めるより、障がい者本人に選択肢を示して、本人に決めてもらうようにする必要があったと考えている。

(ウ) 安全第一を前提としつつも、お客様の視点から対応する必要があり、今回の件を契機として、職員にも啓発を行っていく。

【情報保障分野（行政）】

事例 1

（1）障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 聴覚障がい】

聴覚障がいがあるのですが、公民館講座を受講できますか、いうご相談がありました。

（2）経過および結果

公民館講座を開講する前に、ファクシミリなどで相談者と連絡を取り合いながら、講座の受講にあたってどのような調整が必要かについて、話し合いを行いました。

相談者は手話をされる方で、手話通訳による情報保障の求めに応じて、相談者が講座を受講するにあたっての必要な調整として、講座開講時における手話通訳者の配置を行いました。

【情報保障分野（行政）】

事例2

（1）障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 聴覚障がい】

ある説明会への参加にあたって、中途難聴の聴覚障がいであることを事前に連絡していましたが、会場では、手話通訳者は配置されていましたが、筆談などの必要な調整が主催者側からはなされませんでした。手話はできないので、情報取得手段は筆談が主です。聴覚の障がいにも多種多様な症状があり、それに情報取得の手段も違って、多種多様であることを知ってほしい、というご相談でした。

（2）経過および結果

相談者の意向は、聴覚の障がいにも多種多様な症状があり、障がいの程度も一人ひとり違い、情報取得の方法もそれぞれ違うこと、よって、情報保障の手段にも多種多様あることを知ってほしいということと、今後につなげていく良い機会となるような対話を主催者側とされたい、ということでした。

相談者と主催者側との間で話し合いの機会が設けられ、互いの意見のやり取りが行われました。聴覚の障がいにも多種多様な症状があり、障がいの程度も一人ひとり違い、情報取得の方法もそれぞれ違うこと等について主催者側とも認識を共有され、主催者側においては組織内で事例として情報共有し、要約筆記者の配置などについて、今後の環境改善に取り組んでいくことを組織内で確認されました。

【情報保障分野（行政）】

事例3

（1）障がい者（側）からの申し出 【相談者は、講演会の主催者団体】

県の「みえ出前トーク」制度を利用して、講演会の開催を予定しています。

「みえ出前トーク」…県が、県民の皆さんからのお申込みにより、県職員が県民の皆さんの集会・学習会などにお伺いし、県が重点的に取り組む事業や県政の課題などについて、県民の皆さんと対話を行い、コミュニケーションの向上を図ることを目的とした、県民の皆さんのが「声」を聴く広聴事業として位置づけているもの。

そこで、参加予定者の方から講演会の主催者側に、情報保障（要約筆記）の申し出がありました。

「みえ出前トーク」申込みの際の説明書きを確認したところ、情報保障の費用負担などに関する記載はなく、「みえ出前トーク」の目的は、「県民と県職員の意見交換」とあり、「みえ出前トーク」は県の事業と考えられるので、「みえ出前トーク」における情報保障を行うのは県の役割ではないか、というご相談でした。

（2）経過および結果

（整理を必要とする点）

- 一般的な講演会等の場合は、講演会等における情報保障のための要約筆記などの手配、費用負担は講演会等の主催者が行うのが通常であるが、「みえ出前トーク」制度は、県が県民の皆さんのが「声」を聴く広聴事業として、県民の皆さんのが開催する集会・学習会などにお伺いし、県が重点的に取り組む事業や県政の課題などについて、県民の皆さんと対話を行い、コミュニケーションの向上を図ることを目的に、申込みに応じて県職員が出向く事業という位置づけである。
- これまで、「みえ出前トーク」における情報保障の手配、費用負担のルールについて、明確化していかなかったため、ルールを整理して、明確化する必要がある。

「みえ出前トーク」を所管する担当課と相談を受けた窓口との間で、いただいた相談内容について協議を行い、「みえ出前トーク」の趣旨や位置づけの確認、「みえ出前トーク」における情報保障の責任の所在について話し合いを行いました。

「みえ出前トーク」は、県民の皆さんからのお申込みにより、県職員が県民の皆さ

んの集会・学習会などにお伺いし、県が重点的に取り組む事業や県政の課題などについて、県民の皆さんと対話をを行い、コミュニケーションの向上を図ることを目的とした、県民の皆さんの「声」を聴く県の広聴事業と位置付けているものであることから、県において情報保障に係る費用負担を行うとするルールを明確化しました。

相談窓口から相談者に対して、相談いただいた講演会を含む、今後の「みえ出前トーク」において申し出があった場合の費用負担については、県としてこのように考え方を整理し、県が行うことになった旨を回答し。相談者はご了解いただきました。

【情報保障分野（事業者）】

事例4

（1）障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 聴覚障がい】

中途失聴の聴覚障がいがあることから、参加を希望している講演会において、手話通訳でなく要約筆記での情報提供を求めたところ、主催者側から、聴覚障がい者には、手話通訳者を配置する対応を行っています、との回答であったというご相談でした。

（2）経過および結果

相談窓口から主催者に確認を行い、中途失聴の聴覚障がい者で手話をされない方への情報保障の手段について、要約筆記の必要性について説明し、理解を得ることができました。

主催者は、聴覚障がい者へは手話通訳で情報保障の対応をしていると考えていましたが、当該障がい者からの申し出により、中途失聴で手話をされない方への情報保障では、要約筆記が必要であるとの認識を持つことができたとのことです。

講演会の当日は、会場に要約筆記者を配置し、要約筆記が見やすい席をあらかじめ確保するなどの、必要な調整が行われました。

【教育分野】

事例 1

(1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 発達障がい】

発達課題の背景に文字の見え方に特徴があることがわかり、通常の教科書から文字が大きい教科書（拡大教科書）に変更してもらえないだろうか？との調整について、保護者から申し出がありました。

(2) 経過および結果

福祉担当課に対して相談があった後、学校教育課にその内容をつなぎ、早い段階で、拡大教科書の見本を取り寄せてもらえたことで、本児にあった文字サイズの教科書を準備することが可能となりました。以前は教科書の見づらさから、学習面において困難を感じていましたが、拡大教科書を用いることにより、授業がより理解しやすくなったとのことです。

事例 2

(1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 視覚障がい】

学校内の階段の上り下りでつまずくことが多いので、起点と終点をわかりやすく表示してほしいと、生徒本人（視覚障がい）より申し出がありました。

(2) 経過および結果

相談者本人との間で、わかりやすい方法について相談した結果、階段の起点と終点をわかりやすくするための表示として、階段の始まりと終わりの壁に、蛍光テープを貼ることとなりました。

【教育分野】

事例3

(1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 肢体不自由】

保護者の方から、肢体不自由の児童が問題なく学校で過ごせるようにするためにあたって必要な、学校施設の改善に関する調整について、申し出がありました。

(2) 経過および結果

学校と保護者の間で、学校施設の改善に関する必要な調整について、話し合いが重ねられました。

手洗い場には踏み台を設置し、また、手洗いのハンドルと蛇口を、長いものに取り換える必要な調整を行いました。

トイレについては、押しボタン式のフラッシュバルブに取り換え、机や椅子については、身長に合うように作り替える必要な調整を行いました。

事例4

(1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 聴覚障がい】

聴覚に障がいのある子どもの就学相談を重ねる中で、地域の学校への進学希望にあたって、難聴児への支援で必要な線音源スピーカーの利用希望の申し出がありました。

(2) 経過および結果

学校と保護者の間で、就学にあたっての必要な機器について話し合いをもち、線音源スピーカーの利用が、学習に際して必要な調整であると判断し、就学に向けて、学校側で必要な機器の準備を実施しました。

【教育分野】

事例5

(1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 聴覚障がい】

保護者の方から、聴覚に障がいがある子どもの学習に必要な調整として、補聴援助システムを活用してもらいたい、との申し出がありました。

(2) 経過および結果

学校側と保護者との間で、子どもの学習において必要な調整について話し合いを行い、子どもがストレスなく学習に専念するために必要な調整として、補聴援助システムを導入することとしました。

事例6

(1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 重症心身障がい】

就学相談を進める中で、地域の小学校への就学に向けて、酸素ボンベの利用と合わせて、身体的な部分での介助について、調整して欲しい旨の申し出がありました。

(2) 経過および結果

保育園からの情報をもらいつつ、就学環境の整備、人員の配置について検討し、介助員の配置（看護師対応）を進めました。そして、酸素濃縮機を配置し、受け入れのための職員への研修を進め、入学に向けた準備を進めました。

【教育分野】

事例7

(1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 知的障がい】

体育祭の取組期間において、特別支援学級在籍生徒の保護者より「子どもが、みんな（交流学級生徒）と大縄跳びをしたいと話していて、何とか跳ばしてやりたいのですが・・・」という内容のご相談がありました。

(2) 経過および結果

学校としては、当初は、安全面や本人の体力等を考え、交流学級の生徒を応援する形での参加を予定していましたが、この申し出を受けて、本人の「やる気」を尊重する方向で、取組を進めることにしました。

本人の気持ちや保護者の願いを担任との間で確認しました。特に、本人については、昨年の大縄跳びの取組の時の様子とは、すごく成長し、前向きな姿勢を示していたことを、特別支援学級担任と交流学級担任がつかんでいました。

この取組を進めるには、交流学級の生徒の理解が大切と考え、話し合う機会（ホームルーム）を作り、特別支援学級担任らが指導に当たりました。

「一緒に跳ぶことが大切」「今まで練習してきた成果の結果を出したい」など、さまざまな意見が交わされ、話し合いの結果、特別支援学級の生徒が1回目は一緒に跳んで、2回目は応援にまわることとなりました。

本番当日、本人は1回目をみんなと一緒に懸命に飛び、2回目は一生懸命に仲間みんなの応援をしました。

【教育分野】

事例 8

(1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 肢体不自由】

地域の小学校への入学を希望するにあたり、学校の施設設備等の面での調整について申し出がありました（下肢麻痺）。

(2) 経過および結果

必要な調整の内容として、階段昇降機の設置、教室配置の面での調整、水道蛇口やレバーの交換、カット机の使用等について、入学に向けた準備を進めました。

事例 9

(1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 難病】

難病を患う子どもの小学校就学に向けて保護者から相談がなされました。酸素濃縮器を常時使用していること、夏場は脱水症状がみられたり、チアノーゼがでたり、鼻がつまると酸素が吸えなくなったりと、留意をしなければならない事項があることや、薬の副作用での注意が必要であることについて申し出がありました。

(2) 経過および結果

就学に向けて、保護者、医療機関、学校等と協議を行い、準備を進めました。また、幼稚園から聞き取りを行い、小学校に対して情報提供を行いました。

そして、就学後に必要となる酸素濃縮器の設置等の準備を進めるとともに、酸素ボンベの扱いなどについて協議を進めました。

【教育分野】

事例10

(1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 肢体不自由】

保護者から、必要な調整として、学習の際に教科書等を読み上げるソフトを活用して欲しい、とのご相談がありました。

(2) 経過および結果

学校（校長、教頭）、保護者、教育委員会の間で話し合いを重ね、必要な調整として、教科書等を読み上げるソフトの導入を行いました。

これにより、生徒の障がいの状態に応じた教育内容の編成と、必要な情報を取得できる教育環境の整備を図りました。

事例11

(1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 聴覚障がい】

中学生の子どもを持つ保護者からのご相談。聴覚に障がいのある中学生の子どもに対するノートテイクの支援時間（教師が1人付き添い、要約筆記方式で授業を受ける形式）が、前年度に比べ削減されたが、変更となった理由が分からぬ、というご相談でした。

(2) 経過および結果

まず、相談窓口から教育所管課に伝達、情報を共有し、教育所管課から当該教育委員会に対して保護者の方のご相談内容を伝え、まずは、学校及び当該教育委員会から、保護者の方に十分な説明を行うよう調整しました。

学校と保護者との間で話し合いが持たれた結果、互いの認識の齟齬があったところについて保護者のご理解を得ました。そして、学校としては、子どもへの必要な調整として、ノートテイクの支援時間数を増やすことが必要、との結論に至りました。

【教育分野】

事例 1 2

(1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 難病】

骨格形成での障がいのあるお子さんの、小学校への就学にあたっての必要な調整について、保護者の方からご相談がありました。

(2) 経過および結果

小学校の通常学級への入学にあたって、子どもの学習においての必要な調整について、学校側と保護者との間で相談を重ねたうえで、保護者送迎用駐車場の確保、階段手すりの設置、体に合ったサイズの机・椅子の準備、多目的トイレの使用といった点について、当該子どもの学習においての必要な調整として、準備を行いました。

事例 1 3

(1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 聴覚障がい】

人工内耳両耳装用のお子さんの、小学校への就学にあたっての必要な調整について、保護者の方からご相談がありました。

(2) 経過および結果

小学校の通常学級への入学にあたって、子どもの学習においての必要な調整について、学校側と保護者との間で相談を重ねたうえで、授業中のノートテイクのための特別支援教育支援員の配置と、補聴援助システムの導入について、当該子どもの学習においての必要な調整として、準備を行いました。

【小売り・飲食・宿泊等サービス分野】

事例1

(1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 肢体不自由】

車椅子で荷物の受け取りに行った際に、集配所に行ってください、と案内され、集配所に行ったところ、段差があり、集配所において職員を呼ぶためのインターホンを押すことができませんでした。最初に案内を受けた窓口に戻り、段差があるため集配所に行くことができないことを伝え、窓口職員が受け取り手続きを手伝い、荷物を受け取った。最初に窓口に行った時に、職員が一緒に付き添って集配所に行くなどの必要な対応が欲しかった、というご相談でした。

(2) 経過および結果

相談者からは、本件のようなケースの場合、今後同じようなこととならないよう、将来へのより良い対応に向けて、事業者内で検討共有して欲しい、との意向でした。

相談窓口として、事業者に対して、最初から集配所に付き添いを行うなど、同様の状況の際に必要な今後の対応について協議してもらい、相談者に対して説明をしてもらうよう調整しました。

【行政分野】

事例 1

(1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 視覚障がい】

視覚障がいのある相談者から、「公民館講座を受講したい。これまであまり外出の機会がなかった。この際やってみたいと思うが、どこまでできるか不安である。公民館までは、タクシーなどで来るつもりでいる。」等のご相談がありました。

(2) 経過および結果

相談者と話し合いを持ちながら、公民館としてどのような対応ができるか検討していきました。

公民館までの送迎について、相談者は当初、タクシーや知人の好意に頼ると言わっていましたが、それでは長続きしないだろうということで、相談者と話し合いを持つ中で、ボランティアに送迎を依頼することを提案しました。

そして、必要な調整として、講座中は講師とあわせて、指導助手を配置する調整を行いました。

その後、公民館までの送迎はボランティアに依頼、公民館入口からは指導助手とともに会場に移動し、公民館講座を受講しました。

【行政分野】

事例2

(1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 精神障がい】

精神疾患を持っていることから、相談を受けるにあたって、事務所内に入ることができないという困難さがあり、窓口において、担当者を窓口まで呼んで欲しいと声をかけたところ、「中に入って行ってください」と言われ、呼んでもらえなかった、というご相談でした。

(2) 経過および結果

窓口職員（外部委託の職員によるローテーション）に対して、相談者に対する必要な調整に関する全員への周知が徹底されていなかつたことが原因であり、改善に向けて窓口職員全員に説明を行い、認識の共有を図りました。

相談日程及び相談者に対する必要な調整について、窓口職員への事前共有を徹底し、前もって、相談者への必要な合理的配慮について認識の共有を図って対応しています。

【行政分野】

事例3

(1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 肢体不自由】

市民講座に参加を希望されている方から申込みがあったが、エレベーターのない施設の2階を会場としていたことから、障がい者の参加において必要な調整の不足について、ご相談がありました。

(2) 経過および結果

相談窓口から市民講座の事業担当課に対して相談内容について連絡し、相談者に説明の上で、会場を1階に変更しました。

結果として、相談者は、希望の市民講座を受講することができました。また、今後、市民の方を対象とする研修会等の実施にあたり事業の企画・運営を行う担当職員に対して、あらためて周知徹底を図りました。

相談事例における、環境の整備に関するご指摘等

【小売り・飲食・宿泊等サービス分野】

事例 1

(1) 相談事例における、環境の整備に関するご指摘等

【障がいの種別 視覚障がい】

大型スーパー マーケットの敷地内における点字ブロックの上に、テナント店の商品が並べられているので改善して欲しい、というご相談でした。

(2) 経過および結果

相談窓口において上記の状況を確認し、相談いただいた内容について施設管理者に伝え、改善に向けた対応を求めました。

点字ブロック上に商品等を並べないように案内掲示を設置するとともに、警備員による巡回強化の対応を、施設管理者が行うこととなりました。

【行政分野】

事例1

(1) 相談事例における、環境の整備に関するご指摘等

【障がいの種別 肢体不自由】

駐車場に車を停めて、車椅子でエレベータを利用するにあたり、西側と東側にあるエレベーターのうち、西側のエレベーターの方に行きましたが、車椅子用エレベーターは東側でした。車椅子用エレベーターは東側にあることの案内表示が小さくて解りにくいで、大きく解るように表示をしてもらいたい、というご指摘をいただきました。

(2) 経過および結果

現場を確認し、案内表示を設置してあるものの、小さくて解りにくかったことから、新たに「車イス兼用エレベーターは東側にございます」という案内表示を別に設置し、環境の改善を図りました。

【行政分野】

事例2

(1) 相談事例における、環境の整備に関するご指摘等

【障がいの種別 視覚障がい】

ある地下道に設置されている手すりが、途中で部分的に途切れている等により、障がい者等にとって通行に不便を感じる、というご指摘をいただきました。

(2) 経過および結果

相談窓口で現場確認を行った結果、相談いただいた場所に加えて、手すりが部分的に高所に設置されていることも確認しました。

当該施設の所管部署に連絡し、相談の内容を伝え、改修等の対応を依頼しました。

当該施設の所管部署が、手すりの改修について検討を行いました。全てを当該年度の予算において対応することはできませんでしたので、今後、全ての改修に向けて、次年度以降の予算確保に動いていくとともに、まずは、当該年度予算の範囲内で、順次改修を進めていくこととしました。

【行政分野】

事例3

(1) 相談事例における、環境の整備に関するご指摘等

【障がいの種別 視覚障がい】

公共施設内に設置されている点字ブロックについて、途中までの中途半端な設置となっている箇所がある、というご指摘をいただきました。

(2) 経過および結果

指摘をもらった現場を確認し、不備のある部分について、修繕対応することとしました。

**合理的な配慮に関する相談事例において
同時に環境の整備の要素も大きい事例
(合理的な配慮の事例との再掲)**

【交通機関分野】

事例1（今後の不特定多数に向けた事前的改善の要素も大きく、合理的な配慮と環境の整備で再掲）

（1）障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 肢体不自由】

車椅子を利用している相談者は、目的の駅に向かうため、ある駅の構内で、鉄道会社の駅員から、目的の駅に向かうには、ホームに停車している普通電車を利用するようにいわれました。このとき、相談者の意向を聞かれることはありませんでした。

相談者は、少しでも早く目的の駅に行きたかったことから、この普通電車が最も早く目的の駅に着くか駅員に聞いたところ、別の快速の方が目的の駅には早く着くという答えでした。そこで、別の快速に乗りたい旨の要望をしました。

しかし、駅員と目的の駅との間での連絡がつかなかつたため、相談者は、別の快速に乗車できず、普通電車を利用せざるを得ませんでした。

なぜ普通電車を案内したのか駅員に尋ねたところ、「空いているから。」との答えでした。

相談者としては、相談者本人の意向を聞くことなく、駅員の判断で普通電車を案内されたのですが、普通電車の方が空いていて乗りやすいとしても、合理的な配慮は本人の求めに応じて提供されるべきものであり、相談者本人の意向を聞いて対応してもらいたい、というご相談でした。

（2）経過および結果

相談を受けた窓口から、鉄道会社のお客様用窓口に、相談者からの申し出の内容を説明し、今後の対応について検討をしてもらうよう調整を行いました。

後日、駅の責任者から相談者に対して、次の内容について電話で説明があり、相談者はこの説明と今後の対応について納得されました。

（ア）最初に別の快速があるということを伝えなかったのは、普通電車の方が空いているため、車椅子での利用がしやすく、安全であると思ったからであつて、こちらの方が「良かれ」と考えたためである。

（イ）しかし、勝手に鉄道会社側で決めるより、障がい者本人に選択肢を示して、本人に決めてもらうようにする必要があったと考えている。

（ウ）安全第一を前提としつつも、お客様の視点から対応する必要があり、今回の件を契機として、職員にも啓発を行っていく。

【情報保障分野（行政）】

事例2（今後の不特定多数に向けた事前的改善の要素も大きく、合理的な配慮と環境の整備で再掲）

（1）障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 聴覚障がい】

ある説明会への参加にあたって、中途難聴の聴覚障がいであることを事前に連絡していましたが、会場では、手話通訳者は配置されていましたが、筆談などの必要な調整が主催者側からはなされませんでした。手話はできないので、情報取得手段は筆談が主です。聴覚の障がいにも多種多様な症状があり、それぞれに情報取得の手段も違って、多種多様であることを知ってほしい、というご相談でした。

（2）経過および結果

相談者の意向は、聴覚の障がいにも多種多様な症状があり、障がいの程度も一人ひとり違い、情報取得の方法もそれぞれ違うこと、よって、情報保障の手段にも多種多様あることを知ってほしいということと、今後につなげていく良い機会となるような対話を主催者側とされたい、ということでした。

相談者と主催者側との間で話し合いの機会が設けられ、互いの意見のやり取りが行われました。聴覚の障がいにも多種多様な症状があり、障がいの程度も一人ひとり違い、情報取得の方法もそれぞれ違うこと等について主催者側とも認識を共有され、主催者側においては組織内で事例として情報共有し、要約筆記者の配置などについて、今後の環境改善に取り組んでいくことを組織内で確認されました。

【教育分野】

事例3（今後の不特定多数に向けた事前的改善の要素も大きく、合理的な配慮と環境の整備で再掲）

（1）障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 肢体不自由】

保護者の方から、肢体不自由の児童が問題なく学校で過ごせるようにするためにあたって必要な、学校施設の改善に関する調整について、申し出がありました。

（2）経過および結果

学校と保護者の間で、学校施設の改善に関する必要な調整について、話し合いが重ねられました。

手洗い場には踏み台を設置し、また、手洗いのハンドルと蛇口を、長いものに取り換える必要な調整を行いました。

トイレについては、押しボタン式のフラッシュバルブに取り換え、机や椅子については、身長に合うように作り替える必要な調整を行いました。

事例4（今後の不特定多数に向けた事前的改善の要素も大きく、合理的な配慮と環境の整備で再掲）

（1）障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 聴覚障がい】

聴覚に障がいのある子どもの就学相談を重ねる中で、地域の学校への進学希望にあたって、難聴児への支援で必要な線音源スピーカーの利用希望の申し出がありました。

（2）経過および結果

学校と保護者の間で、就学にあたっての必要な機器について話し合いをもち、線音源スピーカーの利用が、学習に際して必要な調整であると判断し、就学に向けて、学校側で必要な機器の準備を実施しました。

【教育分野】

事例5（今後の不特定多数に向けた事前的改善の要素も大きく、合理的な配慮と環境の整備で再掲）

（1）障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 聴覚障がい】

保護者の方から、聴覚に障がいがある子どもの学習に必要な調整として、補聴援助システムを活用してもらいたい、との申し出がありました。

（2）経過および結果

学校側と保護者との間で、子どもの学習において必要な調整について話し合いを行い、子どもがストレスなく学習に専念できるために必要な調整として、補聴援助システムを導入することとしました。

事例6（今後の不特定多数に向けた事前的改善の要素も大きく、合理的な配慮と環境の整備で再掲）

（1）障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 重症心身障がい】

就学相談を進める中で、地域の小学校への就学に向けて、酸素ボンベの利用と合わせて、身体的な部分での介助について、調整して欲しい旨の申し出がありました。

（2）経過および結果

保育園からの情報をもらいつつ、就学環境の整備、人員の配置について検討し、介助員の配置（看護師対応）を進めました。そして、酸素濃縮機を配置し、受け入れのための職員への研修を進め、入学に向けた準備を進めました。

【教育分野】

事例8（今後の不特定多数に向けた事前的改善の要素も大きく、合理的な配慮と環境の整備で再掲）

（1）障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 肢体不自由】

地域の小学校への入学を希望するにあたり、学校の施設設備等の面での調整について申し出がありました（下肢麻痺）。

（2）経過および結果

必要な調整の内容として、階段昇降機の設置、教室配置の面での調整、水道蛇口やレバーの交換、カット机の使用等について、入学に向けた準備を進めました。

事例9（今後の不特定多数に向けた事前的改善の要素も大きく、合理的な配慮と環境の整備で再掲）

（1）障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 難病】

難病を患う子どもの小学校就学に向けて保護者から相談がなされました。酸素濃縮器を常時使用していること、夏場は脱水症状がみられたり、チアノーゼがでたり、鼻がつまると酸素が吸えなくなったりと、留意をしなければならない事項があることや、薬の副作用での注意が必要であることについて申し出がありました。

（2）経過および結果

就学に向けて、保護者、医療機関、学校等と協議を行い、準備を進めました。また、幼稚園から聞き取りを行い、小学校に対して情報提供を行いました。そして、就学後に必要となる酸素濃縮器の設置等の準備を進めるとともに、酸素ボンベの扱いなどについて協議を進めました。

【教育分野】

事例10（今後の不特定多数に向けた事前的改善の要素も大きく、合理的な配慮と環境の整備で再掲）

（1）障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 肢体不自由】

保護者から、必要な調整として、学習の際に教科書等を読み上げるソフトを活用して欲しい、とのご相談がありました。

（2）経過および結果

学校（校長、教頭）、保護者、教育委員会の間で話し合いを重ね、必要な調整として、教科書等を読み上げるソフトの導入を行いました。

これにより、生徒の障がいの状態に応じた教育内容の編成と、必要な情報を取得できる教育環境の整備を図りました。

事例12（今後の不特定多数に向けた事前的改善の要素も大きく、合理的な配慮と環境の整備で再掲）

（1）障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 難病】

骨格形成での障がいのあるお子さんの、小学校への就学にあたっての必要な調整について、保護者の方からご相談がありました。

（2）経過および結果

小学校の通常学級への入学にあたって、子どもの学習においての必要な調整について、学校側と保護者との間で相談を重ねたうえで、保護者送迎用駐車場の確保、階段手すりの設置、体に合ったサイズの机・椅子の準備、多目的トイレの使用といった点について、当該子どもの学習においての必要な調整として、準備を行いました。

【教育分野】

事例12(今後の不特定多数に向けた事前的改善の要素も大きく、合理的な配慮と環境の整備で再掲)

(1) 障がい者(側)からの申し出 【障がいの種別 聴覚障がい】

人工内耳両耳装用のお子さんの、小学校への就学にあたっての必要な調整について、保護者の方からご相談がありました。

(2) 経過および結果

小学校の通常学級への入学にあたって、子どもの学習においての必要な調整について、学校側と保護者との間で相談を重ねたうえで、授業中のノートテイクのための特別支援教育支援員の配置と、補聴援助システムの導入について、当該子どもの学習においての必要な調整として、準備を行いました。

「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」
の全面施行に伴う相談体制、紛争解決を図る体制の強化について

平成31年4月1日の条例全面施行により、子ども・福祉部障がい福祉課に、障がい者やその家族等からの相談に応じる専門相談員を配置するとともに、解決が困難な相談事案についての知事への申立て制度（助言・あっせんの申立て）、知事による勧告制度による、相談体制および紛争解決のための体制強化を図っています。

1 専門相談員について

子ども・福祉部障がい福祉課内に、障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者からの、条例に規定する差別事案（障がいを理由とする不当な差別の取扱い、合理的な配慮の不提供）などの相談に応じる、「障がい者差別解消専門相談員」（嘱託職員）を1名配置し、障がい福祉課正規職員とともに、相談対応を行っています。

専門相談員は、市町その他の関係行政機関と連携して、必要な助言、関係者間の調整を行うとともに、障害者差別解消法に基づいて市町が応じた障がいを理由とする差別に関する相談を支援するための助言にもあたります。

※平成31年4月1日からの専門相談員配置後の相談件数状況

県障がい福祉担当における相談件数

・ 平成30年度（専門相談員配置前）

年間… 12件（なお、平成29年度、年間 16件）

・ 令和元年度（専門相談員1名配置後）

9月末日までの6か月間… 31件（うち1件は、平成30年度からの継続）

2 紛争解決を図るための体制について【知事への申立て制度（助言・あっせん）、
知事による勧告制度】

相談を経ても解決が難しい差別事案について、紛争解決を図る体制を整備しています。

助言・あっせんの申立てがあった場合、知事が、必要に応じて第三者機関に諮

問しながら助言・あっせんを行うこととし、諮問を受ける第三者機関として、三重県障がい者差別解消調整委員会を設置しています。

三重県障がい者差別解消調整委員会は、「調停、審査、諮問又は調査のための機関（地方自治法第138条の4第3項）」の性質を有することから、条例において「知事の附属機関」と位置付けられています。

・助言

紛争当事者に対し、その紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度。

・あっせん

紛争当事者の間に、公平・中立な第三者として入り、当事者間の話し合いを促進。双方の主張の要点を確かめ、両者に対して、事案に応じたあっせん案を提示しながら、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度。

あっせんは、当事者双方の手続きへの参加が必要な手続きです。

・勧告

差別事案に該当する行為をしたと認められる者が、正当な理由なく、助言・あっせんに従わない場合は、知事は、当該者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる規定を設けています。

助言・あっせんは、当事者間での自主的な問題解決を援助するためのものであり、助言・あっせんに従うかどうかは、当事者の自発的な意思に委ねられています。しかしながら、助言・あっせんに従わないことに正当な理由があると認められないような場合には、何らの措置も行わないことすると、助言・あっせんの実効性が担保されず、助言・あっせん手続の意義が損なわれる恐れがあります。

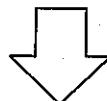
そこで、助言・あっせんに従わないことに正当な理由がないと認められる場合には、差別をしたとされる当事者に助言・あっせんに従うよう勧告し、問題解決のための行動を促すことが、勧告の目的です。

現時点では、助言・あっせん・勧告に至っている案件はありません。

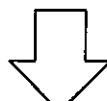
【参考】

※条例に基づく、相談から申立て（助言・あっせん）、勧告へのフロー

県の相談体制による相談（第16条、第17条）

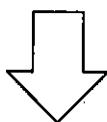


相談による対応（助言、調整等）が十分尽くされたが解決が困難な事案



【障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者】

知事に助言・あっせんの申立て（第18条）ができる



【知事】

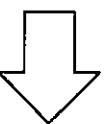
助言・あっせん（第19条）

諮詢

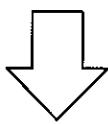
答申

【第三者機関】

三重県障がい者差別解消
調整委員会



差別事案に該当する行為をしたとされる者が、正当な理由なく助言・
あっせんに従わないとき



【知事】

勧告（第21条、第22条）

市町における職員対応要領の策定、相談窓口、地域協議会の設置状況

		平成 28 年 8月1日現在	平成 29 年 4月1日現在	平成 30 年 4月1日現在	平成 31 年 4月1日現在	令和元年 10月1日現在
職員対応 要領の策定	策定済	19	25	28	29	29
	策定予定	4	4	1	-	-
	未定	6	-	-	-	-
	予定なし	-	-	-	-	-
相談窓口 の設置	設置済	23	29	29	29	29
	設置予定	-	-	-	-	-
	未定	6	-	-	-	-
	予定なし	-	-	-	-	-
地域協議会 の設置	設置済	5	10	16	17	17
	設置予定	3	8	2	1	3
	未定	21	11	11	11	9
	予定なし	-	-	-	-	-

職員対応要領……全市町策定済み

相談窓口の設置…全市町設置済み

地域協議会の設置…17市町

(津市、四日市市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、いなべ市、志摩市、伊賀市、東員町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町)

普及啓発について

- ・条例パンフレットの作成（3月）。
- ・県政だよりみえ3月号において、条例周知のための記事掲載。
- ・令和元年度業種別研修【障害Ⅰ】（三重県社会福祉協議会主催）において、条例に関する説明を実施（7月11日）。
- ・条例パンフレットの県内コンビニエンスストアにおける配布（8月～）。
- ・県地域福祉課と連携して、令和元年度ユニバーサルデザインセミナーにおいて条例に関する説明を実施（8月9日）。
- ・三重労働局、県雇用経済部と連携して、事業者向けの研修会の場において、事業者を対象に障がい者差別解消に関する普及啓発の実施（8月27日、9月9日）
- ・令和元年度三重県障害者相談員等研修会において、条例に関する説明を実施（9月4日）。
- ・県地域福祉課と連携して、三重大学教育学部の授業科目「現代社会理解実践S」の講義の場において、条例に関する説明を実施（10月1日）。

- ・みえ出前トークについてお申込みに応じて随時実施。

今後、県医療保健部と連携して1月に実施を予定している「こころのバリアフリー推進イベント」による、障がい者差別解消に関する普及啓発の実施など、引き続き、さまざまな機会をとらえて普及啓発活動に取り組んでいく。

